

やいづ 農業委員会だより

平成 20 年 2 月 15 日第 4 号

編集・発行

焼津市本町二丁目 16-32

焼津市農業委員会

TEL.. 054-626-2159

農地法の申請

焼津市の農地転用の実状

前回七月一〇日付第三号では、農業委員会の仕事として農地法の許可・届出のことを記載しました。それでは実際どのくらいの件数があるか平成一八年度の実績を紹介しましょう。

第 5 条	第 4 条	第 3 条	条
宅地などに転用することを目的に農地を売買した り貸借する	農地所有者が自分の農地を宅地などに転用する	農作業を行う目的で農地の売買、貸借をする	内容
256 件	57 件	8 件	件数
12.7ha	2.9ha	1.6ha	面積

＊農地の転用の中には、再申請になるものも含まれています。また、許可や届出が不要のものもあるので実際に農地が宅地などに転用されたのは、十ヘクタールほどです。

焼津市の農地転用の特徴

それではこのような数字は何を意味しているか考えてみましょう。

過去十年間をさかのぼってみると、平均して年間十ヘクタール以上の農地が減っており、その半数は住宅用に提供されています。みなさんも焼津市が急激に変化していく様子を身近にご覧になっ
ていることと思います。過去十年間に百十八ヘクタールの農地が宅地などに転用されていますが、その約三分割を豊田地区が占めており西焼津駅ができてからの急激な変貌がうかがえます。

農地と宅地の混在化が進み、農作業を行う上で障害も多くなっています。このことは、農業環境が厳しくなっていくことを物語

農家意向調査

るものとも言えます。

昨年八月に行なった農家意向

調査」の結果がまとまりました

意向調査は約二千三百人にお願
いし、約千九百人から回答をいただきました。このうち貸したい、売りたいなどの希望が百三十一人約八ヘクタールありました。農業委員会では貸付等を希望する農家に面接してその意思を再確認したうえで借入を希望する農家に情報提供していきます。

調査票配布数	2,284
回答数	1,886

	件数	面積
貸付又は委託希望	87	54,981
売却希望	44	24,872
不 明	72	51,321
合 計	203	131,174

農業委員と認定農業者 との意見交換会

(農業振興部会)

焼津市の農業振興について、農業委員の代表と認定農業者（農業振興会※）が意見交換を行いました。今年度は稲作農家を中心に2つのグループに分かれて話し合いを行いました。「耕作放棄地の状況調査」及び「農家意向調査」の結果を踏まえて農地利用集積をどう進めるかという点が話し合いのテーマです。交わされた意見は、それぞれの組織活動のなかで、活用することとしました。

また、次回は高草山の対策も取り上げてみることにしました。

【開催日】平成18年12月13日(水)

【開催場所】焼津市役所



【A班：内田座長】



【B班：八木座長】

主な意見

- 水稻のほか、複合経営のなかで農地集積を図ったらどうか。
- あちこちに受託農地を広げていくのではなく、面的なまとまりをもって農地を集積したい。
- 担い手集団の組織を立ち上げ、認定農業者等が運営していきたい。
- 農地集積の図面を作成して合理的な活用を図る。
- 水稻作業受託組織を立ち上げて、推進して行きたい。
- 受け手側としては、狭い農地は集積するのが難しい。
- 窓口となる組織の機能が十分に働いていない。
(個人が直接委託を受けている。)
- 集積しにくい農地は、適切な管理ができる方法を検討する。

※農業振興会の活動内容

- (1) 新規認定農業者の掘り起し
- (2) 各種研修会、講演会、研究会の開催・参加
- (3) 会員に対する各種情報の提供
- (4) 会員相互の情報交換
- (5) 関係団体・協議会への参加 等

※ 事務局からのお願い
農業委員の選挙人名簿をまだ提出されていない方は、至急農業委員会まで提出いただくようお願いします。

お問合せは

焼津市本町二丁目16番32号
焼津市農業委員会事務局
054-626-2159

広がる遊休農地

—農地パトロールを終えて—

農地の現状を調査

毎年秋の収穫が終わった頃、農業委員が六地区に分かれて農地の現状を調査しています。

耕作放棄地は病虫害の発生やゴミの不法投棄の温床になります。不審火による火災など隣接居住者や耕作者に迷惑をかけ、社会的不安を招くことにもなります。

農地は、所有者が他人や地域社会に迷惑を掛けないよう責任をもって管理しなければなりません。しかし、実際には高齢化し、あるいは体を悪くして管理が行き届かない場合も出ています。

耕作してくれる近所の農家もなく、売ろうにも買い手がいないなど、どうしようもない状態が続きます。優良な農地が荒地化する前に「利用集積」などの方法で

貸し出す方法もあり、できるだけ早く農協や市役所にご相談下さい。

荒れる農地

焼津市でも草の生えた田んぼが目立つようになっています。雑草は、一年休耕しただけで背丈ほどになります。収穫を放棄した田んぼに除草剤をまいたり、草刈をするのは、精神的にもつらい仕事です。

人が食べる米は過剰で生産調整しないと売れない。食用以外では安くして生産費が出てこない。農業をやる人がいない。結果条件の悪い土地は耕作放棄され荒れることになります。

まず、所有者自身がしっかり管理することは当然ですが、社会の変化に伴い地域全体で考えていかなければならない時代に入ったのかも知れません。

*農業委員会が把握している

「荒地」は、七ヶタールに及びます



田尻北の不耕作水田

山はさらに深刻

山の方はさらに深刻です。背丈ほどにのびたお茶の木は、それでもまだ農地の形を残していますが、竹林をよくみると下の方にお茶の木が見え、雑木林の中にみかんの黄色い実が見えます。高齢化と後継者不在の現実を如実に物語っています。山を市民の貴重な財産として見つめ直していかなければなりません。

倒木

坂本の放置された茶畑



手入れの行き届かない山は木がしっかりした根を張らないので倒れやすい。



高草山北面

稲藁への思い

農業委員 増田純一郎

日本に稲作が伝わったのは二千年あまり前の弥生時代といわれ、以来栽培され、米は主食として国民の生命を支えてまいりました。

昭和の時代、戦後米の生産が増えたのは、化学肥料、農薬、農業用機械、栽培方法などの農業技術の進歩、灌漑施設の整備や土地改良が進んだおかげといわれています。現在、生産量の増加、消費量の減少への対応等、米の需給調整が課題となっておりますが、安定した稲作への対策を願うものがあります。

稲刈りの後、稲株から芽が出て再生への生態、稲の力強い生命力に今更ながら感動いたしたところであります。機械化により稲掛け、稲むら等の田園風景が変わり、収穫後の藁の処理なども変わって参りました。



私の小学生の頃（終戦前後）、わらじや稲むら作りの手伝い、炊飯のときの藁での火もし等忘れえぬ思い出があります。稲藁は農家に欠くことの出来ないものでありました。

先人は智慧と工夫で稲藁を多くの用途に加工利用してきました。

藁そのものを燃料とし用い、縄をない、むしろ・俵を編み農作業に利用してきました。肥料にも家畜の飼料にも使ってきました。現在は科学の進歩により代わるものででき、藁は加工利用されなくなり文化遺産的な存在の感があります。他の植物にない稲の特性、米を支える藁、すばらしい農作物であることを思い、自然の恵みと先人の稲作に対するたゆまない努力のおかげと感じ、農業の振興を願うものであります。



田尻地内 稲むら

農地の有効利用と中小農業者にも配慮した制度を

農業委員 松田弘二郎

農地は、食料生産の必要資源で農業者の重要な経営基盤と共に、地域にとっても貴重な財産であるにも関わらず、近年社会環境の変化や、農家の後継者不足・高齢化などが進み未耕作地が随所に見ら

れるのが現状です。このような中、農地の有効活用を図るため農地利用集積計画に基づき、貸し手・借り手の間で利用権を設定しているが、更なる仕組みの確立と、利用集積の難しい小区画・散在している未耕作地の活用についても、国は地域に見合った仕組みを早急に推進して欲しいと思います。また、食を支えている中小規模の農業者も生産努力に見合った収入が得られるよう、安定的な制度と支援を講じることが農業の継続に繋がるのではないのでしょうか。



＊わらじ 藁で編んだ履物です。
＊稲むら いなぶらとも言います。藁を貯蔵します。
＊農用地利用集積 農地の貸し借りの一方法です。農地法に替えて貸し借りを簡便に行なえます。